

# 企画趣旨

松尾 陽

## 1 本特集の背景

### ——規制手法の多様化の内実に向けて

本特集は、規制手法の多様化という「事態」を捉え、その「事態」に対する法理論的な応答のあり方を描き出そうとするものである。

「規制」といえば、伝統的な行政規制を意味するものと定義されることもある。ただ、欧米でも日本でも、その有効性や実効性に疑義が投げかけられ、「規制緩和」論議が始まった。日本では、途中から「規制改革」という名のもとに議論が継続された。その結果、さまざまな規制改革が実施されたが、理論的に興味深いのは、「規制」の定義・意味が変化したことである。人びとの行動変容を促す手法ときわめて広く定義され、また、この広い定義を採用する場合、市場メカニズムさえも規制の一種と捉えられるようになった。その結果、「規制緩和」は、規制「緩和」ではなく、「再」規制なのだと評価も出てきた<sup>1)</sup>。

その意味で、本特集は、規制手法の「多様化」と銘打っているが、しかし、規制の捉え方が変わったから、規制の「多様化」が現れた、より正確

には、多様化しているように見えるという側面を否定するものではない。捉え方の変化の原因に事象の変化があるだろうとの反論もあるだろうが、いずれにしても、重要なのは、規制手法の多様化の内実を分析することである。近時、この「規制」を捉えなおそうとする規制理論が台頭しているが、この学問的動向も、多様化を事実として主張することではなく、さまざまな規制の特質や機能、そして、その規範的意義を考えることを目的としている<sup>2)</sup>。

## 2 本特集の焦点

本特集が焦点をあてるのは、規制手法の多様化を前提としつつ、個々の規制手法の特質や前提を明らかにしながら、これらの規制手法に対して法理論はどのように対応できるのかという問題である。

本特集は、まさに手法というところに焦点をあてる。通常の理路でいえば、規制の目的を設定し、その目的に照らして手段を選択することが考えられる<sup>3)</sup>。これに対して、本特集は手段から考え、さまざまな手法が担う特質を分析し、そのう

1) 早くから「規制緩和deregulation」は「再規制」だと評価しているものとして、Ian Ayres and John Braithwaite, *Responsive Regulation: Transcending the Deregulation Debate* (Oxford University Press, 1992), 7-11。

2) 包括的に概観できる書籍としては、Jacint Jordana and David Levi-Faur eds., *The Politics of Regulation: Institutions and Regulatory Reforms for the Age of Governance* (Edgar Elgar Publishing, 2004); Robert Baldwin, Martin Cave and Martin Lodge, *The Oxford Handbook of Regulation* (Oxford University Press, 2010) がある。また、日本でも、このような規制論議に関して、たとえば、法学雑誌において多くの特集が組まれてきた。本誌に限っても、「特集 NPMと行政法学の課題」法律時報973号（2006年）、「特集 行政制裁法の課題」同1066号（2013年）、「特集 法の実現における国家の競合と協調」同1069号（2014年）、「特集 労働規制の緩和と労働契約論の課題」同1082号（2015年）、「特集 国家（行政）作用と費用負担」同1095号（2016年）、「特集 わが国におけるコーポレート・ガバナンスの諸層」同1135号（2019年）などがある。

3) Stephen Breyer, *Regulation and Its Reform* (Harvard University Press, 1982)。本特集の企画趣旨と本書を対照させることで、本書を貶める意図は全くない。むしろ規制の法と経済学を考える上では、現在でも参照に倣する水準を有している。